

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月30日 14時50分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市 ^{つるぎ} 劔埼北東方沖 劔埼灯台から真方位064° 5.0海里付近 (概位 北緯35° 10.7′ 東経139° 46.1′)
事故の概要	油タンカー第二十一 ^{きりしま} 霧島丸は、北北東進中、また、プレジャーボート ^{ボーン デイス ウエイ} Born this wayは、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第二十一霧島丸、1,791トン 140999、株式会社霧島海運商会 B プレジャーボート Born this way、10トン 240-21293 神奈川、新日本パートナーズ株式会社
乗組員等に関する情報	A 航海士A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか7人が乗り組み、航海士Aほか1人が船橋当直について北北東進中、航海士Aが、右舷方のB船がA船の船首方を通過すると思い、同じ針路及び速力で航行を続けた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、北西進中、船長Bが、左舷方にA船を認めたが、A船がB船を避航するものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けた。
分析	A船は、航海士Aが、B船が船首方を通過するものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が衝突のおそれのある態勢で接近することに気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、A船がB船を避航するものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船が衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かずに航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、航海士Aが、B船が船首方を通過するものと思い、また、船長Bが、A船がB船を避航するものと思い、共に見張りを適切

	に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。